



豊岡市民会館リニューアル基本計画

2026（令和8）年 1月

豊岡市

<目次>

1	はじめに	・・・	1
2	基本計画策定の考え方	・・・	
3	本計画の位置づけ	・・・	2
4	基本理念と施設の役割	・・・	3
	(1) 基本理念とキーワード		
	(2) 基本的な役割		
第1章 施設計画			
1	施設の概要	・・・	5
2	施設構成	・・・	
3	ホール部門	・・・	6
	(1) 文化ホール		
	(2) リハーサル室		
4	創造活動部門	・・・	7
	(1) 2階		
	(2) 3階		
	(3) 4階		
5	交流部門	・・・	
6	管理運営部門	・・・	
7	駐車場	・・・	
8	その他	・・・	8
	(1) 全般		
	(2) 既存不適格への対応		
	(3) 内装木質化		
	(4) 連絡通路（歩道橋）		
	(5) 外壁など		
第2章 管理運営に関する考え方			
1	基本的な考え方	・・・	9
2	検討項目	・・・	10
第3章 概算事業費と整備手法の検討			
1	概算事業費	・・・	11
2	整備手法の検討	・・・	
	(1) 基本的な考え方		
	(2) 直接発注方式と官民連携方式		
	(3) 設計施工方式		
第4章 事業スケジュール ・・・ 14			

1 はじめに

豊岡市の文化創造の拠点である豊岡市民会館（以下、「市民会館」という。）および出石文化会館（以下、「ひぼこホール」という。）は、それぞれ1971（昭和46）年、1994（平成6）年の開館以来、さまざまなアーティストによるパフォーマンスを鑑賞したり、地元住民による各種発表、集会、式典、展示などの場所として親しまれてきました。

しかし、ひぼこホールは老朽化が著しく、引き続き安全性を確保することが難しいなどの理由から、2018（平成30）年7月末をもって閉館しました。また、市民会館についても、開館から半世紀が経過し、施設本体や設備の老朽化が進み、安全性や快適性の確保が困難な状況であることなどから、両館のホール機能を統合する形で、新たな文化会館を整備することとしました。

2019（平成31）年3月に「豊岡市新文化会館整備基本構想」を策定し、順次「基本計画」「基本設計」「実施設計」と事業を推進してきましたが、物価高騰と技術者不足の影響を受け、入札が3度にわたり不調となるなど、事業費の大幅な増大が避けられない状況となりました。

そこで改めて、「都市機能として必要な文化会館をどのように維持するか」および「（市民会館の休館による）市民の文化芸術活動の停滞を防ぐためにどうすべきか」という観点に立ち、さまざまな手段を比較し方向性を検討した結果、市民会館を長寿命化改修（機能の向上を含む）することにより、文化会館機能を維持していくことが最も適しているとの判断に至りました。

なお、市民会館は、現状のままでは安全・安心に利用できる状態ではないことから、当初の予定どおり、2026（令和8）年4月から休館することとしました。

2 基本計画策定の考え方

新文化会館の整備に向けては、基本構想・基本計画の策定委員会をはじめ、説明会やワークショップ、パブリックコメントを実施するなど、新文化会館に望む新たな役割・機能について、市民と議論を積み重ねてきました。

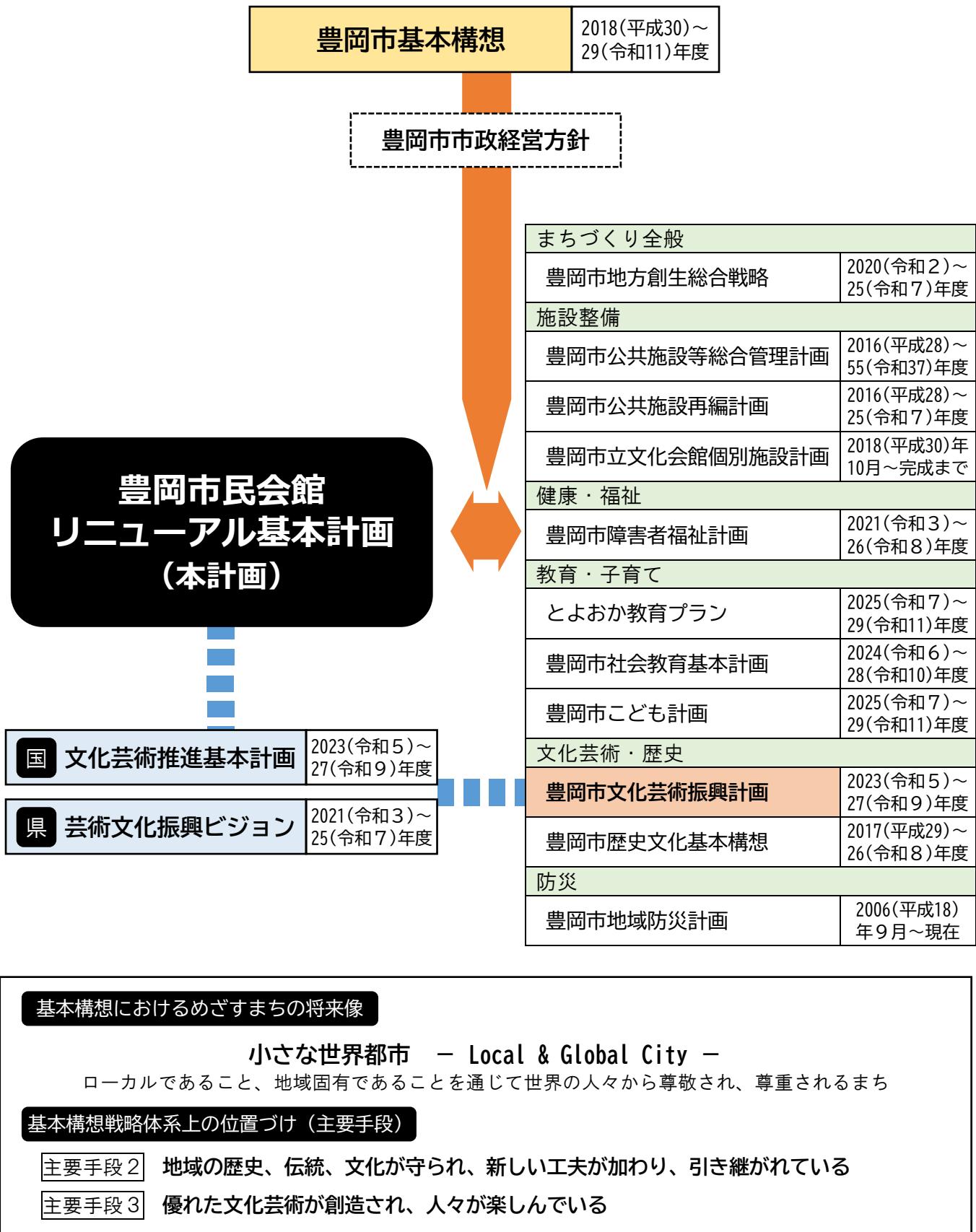
これらの議論は「現在の市民会館で果たせていないことは何か」を前提になされ、その結果を踏まえ「豊岡市新文化会館整備基本計画」が策定されたことから、本計画の策定にあたっては、この内容を十分に踏まえ、同計画を改めることにより策定するものとします。

【参考】経過年表

1971(昭和46)年10月	豊岡市民会館開館
1994(平成6)年4月	出石文化会館（ひぼこホール）開館
2005(平成17)年4月	豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町が合併、新「豊岡市」誕生
2015(平成27)年10月	『豊岡市地方創生総合戦略』（第1期）策定
2016(平成28)年11月	『豊岡市公共施設等総合管理計画』『豊岡市公共施設再編計画』策定
2017(平成29)年9月	『豊岡市基本構想』（第1期）策定
〃 12月	『豊岡市市政経営方針』（第1期）策定
2018(平成30)年3月	『豊岡市文化芸術振興計画』（第1期）策定
〃 7月	出石文化会館（ひぼこホール）閉館
〃 10月	『豊岡市新文化会館整備基本構想・基本計画策定委員会』設置／『豊岡市立文化会館等個別施設計画』策定
2019(平成31)年3月	『豊岡市新文化会館整備基本構想』策定
2020(令和2)年1月	『豊岡市新文化会館整備基本計画』策定
〃 2月	『豊岡市地方創生総合戦略』（第2期）策定
2021(令和3)年3月	豊岡市新文化会館基本設計完了
2023(令和5)年3月	豊岡市新文化会館実施設計完了／『豊岡市文化芸術振興計画』（第2期）策定

3 本計画の位置づけ

まちづくりの基本となる『豊岡市基本構想』をはじめとする上位計画やその他の計画と本計画との関連や位置づけは以下のとおりです。



4 基本理念と施設の役割

2019（平成31）年3月に策定された『豊岡市新文化会館整備基本構想』では、新たな施設について、次の基本理念と5つのキーワード、6つの施設の役割を掲げています。

本計画においても、これらを踏襲し、改修内容に反映させていくこととします。

（1）基本理念とキーワード

豊岡市は、文化芸術によるまちづくりで「小さな世界都市－Local & Global City－」を目指します。

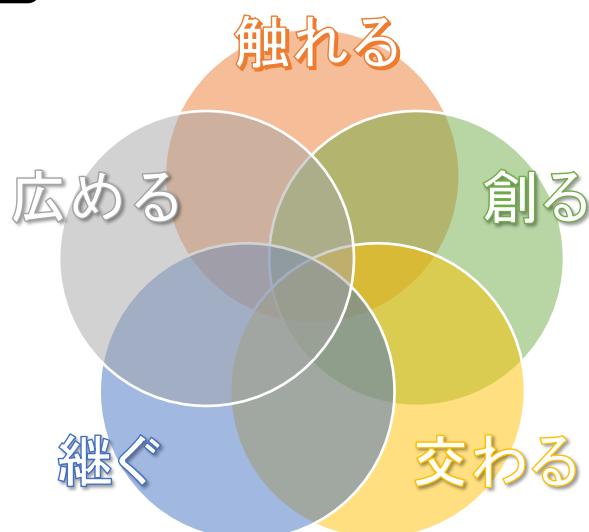
生まれ変わる市民会館は、市民やアーティスト等の安定的で継続的な文化芸術創造活動を支える豊岡市の中核施設として、優れた文化芸術の振興普及や創造はもとより、文化芸術を通じて人々に安らぎや活力を与え、創造力や表現力を引き出し、市民生活を豊かにする様々な機会と場を提供します。また、地域や世代を超えた交流活動を生み出し、豊岡市の魅力を内外に発信しながら、賑わいのあるまちづくりに繋げていきます。

上記より、基本理念と5つのキーワードを定めます。

基本理念

人・地域・世代 を繋ぐ
文化芸術交流拠点

5つのキーワード



(2) 基本的な役割

【基本的な役割と具体的内容】

ア 市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供する

- ・ 子どもから大人まで身近に優れた文化芸術に親しみ楽しむ機会を提供する
- ・ 誰もが安全快適に鑑賞できる環境を整える
- ・ 文化芸術を地域に直接届けるなど、さまざまな方法で多くの市民が文化芸術に触れることのできる機会づくりを目指す

イ 多様なレベルの文化芸術活動・創造拠点となる

- ・ はじめての人から更なる高みを目指して本格的に取り組む活動、さらにはプロとしてのステップアップを図る若手アーティストの活動まで、幅広い文化芸術活動を支える
- ・ 日常的な練習・創作活動の場として、それらの成果を発表・披露する“ハレ”的場とすることで、文化芸術の創造と発展を支援する
- ・ 専門職大学や他施設などと連携しながら、作品づくりや施設運営・事業等に市民が主体的に参加・参画する機会を提供するなど、市民の文化芸術活動の底上げを図る
- ・ 城崎国際アートセンター等で生まれた作品を国内外に発信する前に最初に発表する場とすることや芸術監督の登用なども検討する

ウ 地域文化を次世代に引き継ぐ

- ・ 各地域に受け継がれてきた伝統芸能など、各地域固有の文化を再発見し、市域全体に広げるとともに、新たな価値を付加することで、市域全体の文化として持続的な発展を目指す

エ 交流を生み出す、市民の居場所となる

- ・ だれでも気軽に立ち寄り、文化芸術に触れながら快適に過ごすことができる環境づくりに取組む
- ・ 世代や地域、文化芸術ジャンル等を超えて、新たな発見や出会いが生まれる場とする

オ 文化芸術による「小さな世界都市づくり」を発信する

- ・ さまざまな文化団体や活動、各種イベント・企画の広報など、幅広い文化芸術の情報を発信する
- ・ 豊岡ならではの魅力を発信し続けることで、内外から人を呼び込み、まちに活気をもたらし、市民の誇りが醸成されるサイクルづくりを目指す

カ 他の文化芸術施設と有機的に連携し、文化芸術の力を最大化する

- ・ オール豊岡の文化芸術交流拠点として、文化芸術施設や活動、教育福祉をはじめ観光やまちづくりなどの関連分野との協力を図りながら、豊岡市の総合的な文化芸術環境の充実・強化に貢献する

第1章 施設計画

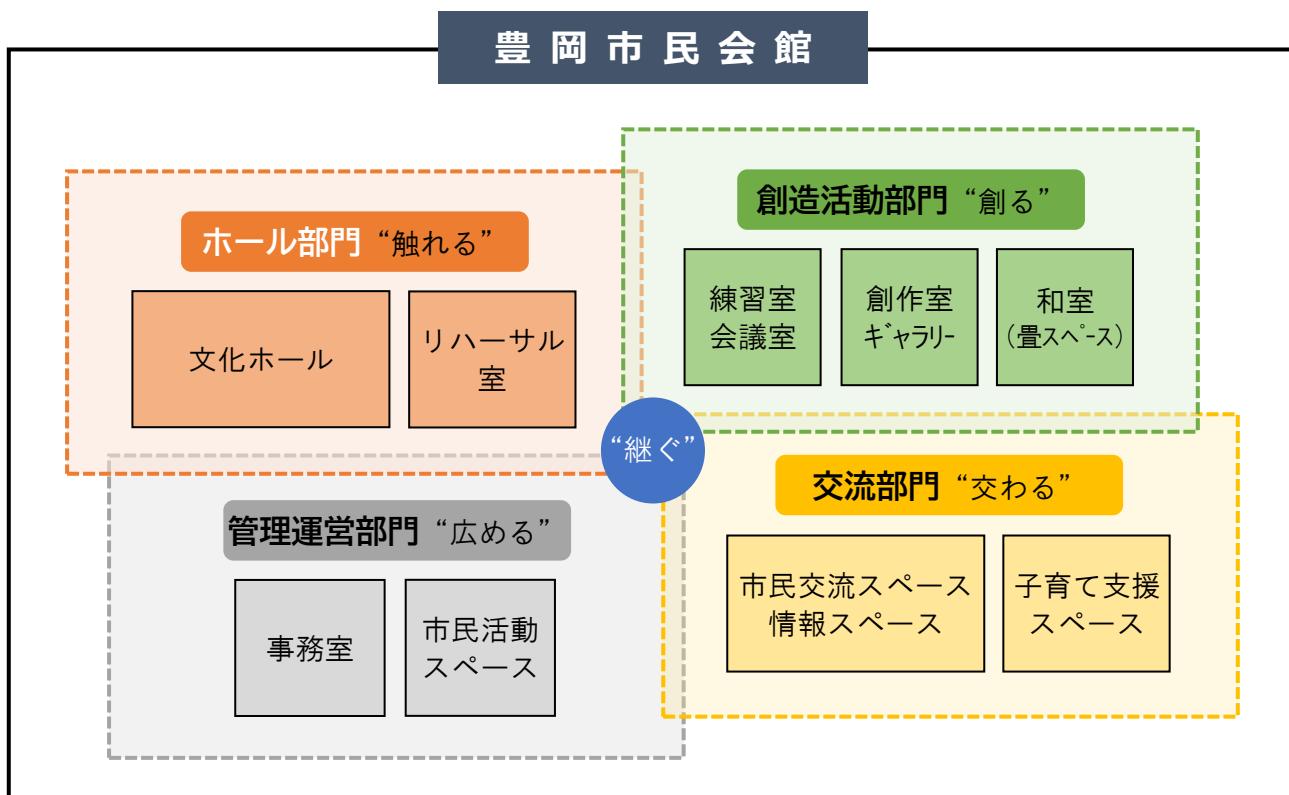
1 施設の概要

現行の施設の状況は以下のとおりです。

所在地	豊岡市立野町20番34号			用途地域	第二種住居地域		
竣工年月日	1971(昭和46)年10月1日			主要用途	市民会館(劇場、集会所、歩道橋)		
敷地面積	8,000m ²			構造規模	ホール棟	SRC造、地上4F地下1F	
ホール形式	プロセニアム形式				会館棟	RC造、地上4F地下1F塔屋2F	
権利状況	全部市所有(土地建物共)				歩道橋	RC造	
建築面積	2,610m ²	ホール棟	1,563m ²	延床面積	ホール棟	3,668m ²	
		会館棟	674m ²		会館棟	2,254m ²	
		歩道橋	373m ²		歩道橋	542m ²	
現況	開館中(ただし、2026(令和8)年4月1日以降当面の間休館)						
その他	2013(平成25)~14(平成26)年度耐震改修済						
主要機能	【ホール棟】文化ホール(1,118席)、楽屋、リハーサル室ほか 【会館棟】多目的室、大会議室、中会議室、第1小会議室、第2小会議室、談話室、和室、青少年婦人室、ギャラリー、講座室、ロビー、事務室ほか 【その他】歩道橋、駐車場(120台)						

2 施設構成

市民会館の大ホールおよび諸室などを、以下のとおり5つのキーワードに沿った機能別に再構成します。



3 ホール部門

(1) 文化ホール

文化ホールは、但馬地域で唯一1,000席を超える多目的ホール（1,118席：1階844席（うち移動席152席、車椅子席2席含む）、中2階52席、2階222席）として、市内外の文化芸術団体の活動や発表の場をはじめ、「はたちを祝う会」や各種団体の会議・集会の場からプロによる興行まで、さまざまな形態で利用されてきました。

しかし開館から50年以上経過し、舞台機構などの老朽化が進んでいるため、諸設備の根本的な更新を行い、音楽をベースとし多様な鑑賞形態への対応を図ることにより、引き続き多目的に利用される拠点施設としての役割を担えるよう、時代の変化に即した改修を行います。

ア 客席

- (ア) 老朽化している椅子を更新するとともに、座席幅を拡張したりどの席でも舞台が見やすい配置に変更するなど、良好な鑑賞環境の確保に努めます。
- (イ) 障害のある人や親子などが鑑賞しやすいように、多目的鑑賞室（防音鑑賞室）の設置などを検討します。
- (ウ) 天井が建築基準法上の「特定天井」に該当するため、同法に定める安全基準に適合させるなど、安全性を確保する改修を行います。
- (エ) 催しの規模に応じて、1階席のみ（約800席）および1階席前方のみ（約500席）の利用が可能となるよう検討します。
- (オ) 上記の改修実施後も、1,000席程度の席数確保に努めます。

イ 舞台・倉庫

- (ア) 奥行（9.3m（5間1尺））の狭さを解消するため、舞台の前面への拡張を検討します。
- (イ) 音響設備（音響反射板など吊り物設備を含む）、照明設備および床材を全面的に更新します。
- (ウ) 所作台および平台などの舞台用具類を更新します。
- (エ) 舞台袖（待機場所）の狭さを解消するため、ピアノおよび舞台用具類を収納する倉庫棟の増築（舞台後方に隣接）を検討します。
- (オ) 危険な状況にある舞台上部との往来路など、スタッフの安全を確保する改修を行います。

ウ ホワイエ・楽屋

- (ア) ホワイエは開演前や休憩時にくつろげる空間となるよう、内装の更新や既設備品類の整理を検討します。
- (イ) 楽屋は老朽化している内装および設備の更新に努めます。

エ 搬入出口

悪天時の搬入出作業に対応するため、屋根の設置を検討します。

オ エレベーター

1階席後方および2階席で乗降できるエレベーターの設置を検討します。

(2) リハーサル室

リハーサル室はホール利用時のリハーサルスペースや大楽屋および小規模なイベントが可能な小ホールとしての役割も担うものとし、必要な改修を行います。

また、安全性確保の観点から会館棟への機能移転も含めて検討します。

4 創造活動部門

練習、創作活動や会議など、市民の日常的な文化芸術活動を支える場となる創造活動部門の機能は、会館棟の2階から4階までの諸室が担います。

なお現在利用が低迷している部屋については、創作室への転換など今後望まれる利用形態を踏まえ、改修内容を検討していきます。

また諸室の名称についても、時代に合わせたものへ変更を検討します。

(1) 2階

2階の諸室については、内装や備品類の更新を行います。加えて、談話室は災害時における救護・宿泊スペースの機能を担うことも念頭に、4階の和室との機能統合を検討します。

また、事務室は他用途への転換を検討します。

(2) 3階

ア ギャラリー1および2

内装や備品類の更新を行います。

イ 倉庫および書庫

倉庫および書庫をギャラリー3および倉庫（展示パネル、机や椅子などを収納）に改修し、市内団体合同展といった中～大規模の展覧会が開催可能な空間への整備を検討します。

(3) 4階

4階の諸室については、内装や備品類の更新を行います。加えて、大会議室はホール棟と往来が可能であることを活かし、ホール棟にあるリハーサル室の機能移転を検討します。

和室については、2階の談話室との機能統合を検討します。

5 交流部門

会館棟1階の玄関ホールをはじめ、多目的室、準備室、更衣室兼倉庫およびミーティングルームについて、常時開放され自由に利用可能な「市民交流スペース」「情報スペース」および「子育て支援スペース」として改修し、催しが無いときでも中学高校生をはじめとした市民が気軽に訪れ、交流や憩いの場として賑わう空間を整備します。

6 管理運営部門

現在1階と2階に分かれている管理運営スタッフの事務室や受付について、効率化の観点から集約を検討します。その際、内装および備品類の更新を行います。

また、文化芸術団体などの市民活動を支えるスペースの設置を検討します。

7 駐車場

催し物が重なった際の駐車場不足が課題となっているため、総合体育館南側隣接地に駐車場を整備します。

8 その他

(1) 全般

上記記載のほか、2025年度に実施した「豊岡市民会館長寿命化調査」の成果も参考にしながら、内外装全般の老朽箇所の修繕や備品類の更新を行います。

(2) 既存不適格への対応

会館棟のエレベーター設備や防火設備について、改修を行います。

(3) 内装木質化

施設全体について、可能な範囲で内装の木質化を検討します。

(4) 連絡通路（歩道橋）

国道312号線および市道立野河岸線と施設を結んでいる連絡通路（歩道橋）について、路盤の更新を含め改修を行います。

(5) 外壁など

外壁の再塗装を行うとともに、屋上のシートを更新するなど、防水機能の更新を行います。また、地盤の不同沈下についても解消を検討します。

第2章 管理運営に関する考え方

1 基本的な考え方

改修後の市民会館の管理運営方針・方向性については、新文化会館の整備に向けた検討を踏まえ策定委員会を組織し議論を重ねてきた「豊岡市新文化会館管理運営計画」の成果（案）をベースとして、適宜内容の修正を行いながら市民会館の「管理運営計画」を作成し定めるものとします。

参考1 「豊岡市新文化会館整備基本計画」における「管理運営の基本的な考え方」（抜粋）

新文化会館は、「市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供する」「多様なレベルの文化芸術活動・創造拠点となる」「地域文化を次世代に引き継ぐ」「交流を生み出す、市民の居場所となる」「文化芸術による“小さな世界都市づくり”を発信する」「他の文化芸術施設と有機的に連携し、文化芸術の力を最大化する」の6つの役割を持つ施設です。そのためにも、ただ施設を貸し出すだけの管理を中心とした施設ではなく、積極的な事業を展開することを検討します。

また、開館日や営業時間についても近年の全国的な動向を踏まえつつ、利用しやすいルールづくりを検討します。

上記のような運営を継続的に維持発展させていくためには、専門的な人材の適正配置が必要で、かつ、市民参画や市民協働の体制の確保も必要です。また、2021（令和3）年に開学予定の専門職大学との効果的な連携についても検討します。

また、運営にかかる費用については、利用料金や入場料収入（管理運営方法を指定管理とした場合は、指定管理料）だけで運営することは難しいことから、外部からの資金獲得に積極的に取り組むことを検討します。

参考2 「豊岡市新文化会館管理運営計画」（案）における「管理運営方針」（抜粋）

基本方針1 多様な文化芸術に触れられる環境づくり

現市民会館、出石文化会館が担ってきた舞台芸術の鑑賞機会の提供という役割を継承・発展させながら、施設の内外を問わず、また市域全体と有機的に連携し、全ての市民が優れた文化芸術に触れられる環境づくりを目指します。

基本方針2 誰もが思い思いに過ごせる居場所づくり

いつでも気軽に人が集い、訪れれば必ず何かに会える、すべての世代に開かれた居心地の良い空間づくりを目指します。

基本方針3 市民の活動を多角的にサポートする体制づくり

文化芸術活動に取り組む市民の強力なサポーターとして、活動を支援する制度や体制を整え、市民に寄り添い、選ばれる施設を目指します。

基本方針4 幅広い利用に対応できる専門人材による組織づくり

市民活動だけでなくプロの公演にも対応できる舞台技術の専門家をはじめ、事業企画、情報発信、地域連携など、管理運営に必要となる人材の適切な配置に努めます。

2 検討項目

市民会館の管理運営については、組織体制をはじめ、休館日や開館時間のあり方など、検討を要する項目は多岐にわたります。

これらについても、前述のとおり「豊岡市新文化会館管理運営計画」の成果（案）をベースに、「管理運営計画」を作成し決定していくこととします。

参考3

「豊岡市新文化会館管理運営計画」（案）の記載項目（抜粋）

利用形態

1 利用規則

- 休館日
- 開館時間
- 利用時間区分
- 利用申し込み（申し込み時期、申し込み方法）
- 連続利用日数
- 利用者の決定

2 使用料

- 使用料設定の考え方
- 使用料の減免

3 施設の保守・管理

- 一般設備にかかる各種点検
- 舞台設備等にかかる各種点検
- 衛生管理

組織計画

1 運営主体の考え方

2 市民参加および各種連携

3 組織体制

事業計画

1 事業方針

- 自主事業
- イベント
- 開館記念事業

2 想定事業

3 中長期的な事業展開

収支計画

1 収支の基本的な考え方

2 収支の構成

広報計画

1 広報の基本的な考え方

2 広報媒体

事業評価

評価の基本的な考え方

第3章 概算総事業費と整備手法の検討

1 概算総事業費

市民会館の長寿命化・機能向上改修にかかる概算の総事業費については、下表のとおり2024（令和6）年11月の時点で約46.3億円と想定しており、その後の物価上昇などを加味すると、それを上回る費用を要するものと考えます。

なお、この金額は社会経済情勢の変化に伴い今後変動する可能性があります。またこれらの費用については、整備手法の検討と併せ、有利な財源の活用を模索するなど、可能な限り単費分（一般財源など）の負担抑制に努めます。

【概算総事業費の内訳】 ※2024（令和6）年11月時点の想定。（）内は既支出額、単位は億円

項目	内 容	事 業 費	財 源	
			その他財源 (起債地方交付税措置分、 森林環境基金)	単費分 (一般財源、起債自己負担 分、公共施設整備基金)
本体	改修工事	40.0	10.8	29.2
関連	建設予定地土壤対策	0.2	0	0.2
	建設予定地整備	2.0	0	2.0
その他	繰上げ償還(公道債)	3.1	0	3.1
	県支出金返還(ひょうご地域創生交付金)	0.1	0	0.1
	既支出事業費(繰上げ償還等除く)	(0.9)	0	0.9
合 計		46.3	10.8	35.5

2 整備手法の検討

（1）基本的な考え方

市民会館は、設備の老朽化と安全性の確保が困難な状況にあるため、2026（令和8）年4月から改修が完了するまでの間、休館することとしました。

本事業の整備手法については、市民への影響が大きいこの休館期間を可能な限り短縮することを念頭に、入札不調が発生しない発注方式を選択するなど、着実な事業推進が可能な方法を検討することとします。

（2）直接発注方式と官民連携方式

公共施設の整備手法は大きく分けて、公共が設計施工等を単独事業として行う「直接発注方式」と、公共と民間事業者が適切な役割分担と連携のもとで事業を推進する「官民連携方式」があります。

直接発注方式には、設計施工を個別に発注する「従来方式」と、設計施工を一括して発注する「DB（デザインビルド）方式」があります。

一方、官民連携方式の一方式として、近年は財政支出の削減・民間資金の活用および施設の管理運営への民間ノウハウの導入による効率化等を目的として、設計施工から管理運営まで包括的に民間企業に発注するPFI方式を活用する事例もあります。

整備対象となる公共施設の特性、施設整備や運営に係る自治体固有の政策や事情等により適切な手法はさまざまといえます。しかし市民会館は多用途に市民が利用する施設であり、収益性が低く民間企業の参入が見込めないこと、芸術文化観光専門職大学の開学など、地域

の文化芸術を取り巻く環境の変化に応じた管理運営のあり方を検討する必要があることなどから、官民連携方式（PFI方式）ではなく、直接発注方式を採用することとします。

【直接発注方式とPFI方式の比較】

	直接発注方式		PFI方式
	従来方式	DB方式	
概要	設計・建設の全てを公共が実施		PFI事業者が設計・建設を行い、開館後の管理（運営）を行う
発注・契約	設計・建設・管理運営業務毎に直接発注	設計・建設を一括して直接発注	設計・建設・維持管理・（運営）の一括発注による長期契約
発注方式	仕様発注 (公共が定めた実施方法に基づいて業務・工事を実施)	性能発注 (公共は達成目標のみを設定、具体的な実施方法は民間が提案)	性能発注 (公共は達成目標のみを設定、具体的な実施方法は民間が提案)
資金調達	公共（一般財源、起債等）		民間（補助金、起債は公共）
施設所有	公共		民間→公共※
設計	公共		民間
建設	公共		民間
管理 運営	公共（直営）／民間等（指定管理）		公共／民間（SPC） 民間（SPC）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業の公正性、透明性が確保できる 発注者の意向が確実に反映される 長期的な社会情勢の変化や政策変更等に対応しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 従来方式より発注事務手続きが少なくコスト削減が可能 建設の視点から工法等を検討し、コスト縮減、工期短縮等が期待できる PFI方式に比べて社会情勢変化や政策変更等に対応しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設から管理（運営）まで民間に一括発注するため、発注にかかるコスト削減が期待できる 建設費の財政支出の平準化が期待できる 民間企業の高い技術力、ノウハウ等を活用できる 建設の視点から工法等を検討し、コスト縮減、工期短縮が期待できる 維持管理、運営の視点からの設計提案によるコスト削減が可能 運営を見据えた維持管理、適切な修繕の実施が可能
デメリット・課題	<ul style="list-style-type: none"> 建設費の財政支出の平準化ができない（一括支払い） 設計・建設の契約が分離されるため、発注に係る事務手続きを毎年行なう必要がある 分離発注のため、コスト削減、事業全体の効率化に限界がある 一貫してマネジメントする体制を別途確保する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 建設費の財政支出の平準化ができない（一括支払い） 従来方式に比べて事業者決定に時間を要する。（決定後は、早期の施設整備が可能） 性能確保、確認のための工夫が必要 市内企業が参入できる仕組みの検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 予め導入可能性調査や仔細な応募要項の作成等が必要なため、従来方式に比べて整備にかかる事業期間が長くなる 管理運営（運営・維持管理）を一括して委ねるため、収益性の低い事業や公共サービスに関する適正性が問われる（最大出資者である建設会社の意向に左右され易い） 応募時点でSPCを組成する事業者を決定しなくてはならない 性能発注に対するPFI事業者の設計施工の性能判断が難しい 長期的な社会情勢の変化への対応が難しい

※PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

民間の資金や経営・技術的能力を活用して効率的に公共施設の建設・維持管理・運営等を行う手法のこと

※SPC (Special Purpose Company : スペシャル・パーパス・カンパニー)

本事業のために設計事務所、建設会社、施設管理運営事業者等が出資して設立する特別目的会社（PFI事業者）

(3) 設計施工方式

公共事業は、従来、事業の公正性、透明性確保の観点から「設計・施工分離の原則（1959（昭和34）年事務次官通達）」が採用されてきましたが、2005（平成17）年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、設計段階から施工者を交えて検討することによる施工費の縮減、入札時の不落によるスケジュール変更等のリスクを回避すること等を目的として、近年は様々な方式が検討されています。

直接発注方式のなかでも、従来方式である設計・施工分離方式、設計・施工一括方式であるD B（デザインビルド）方式など、発注のタイミングと発注業務内容の違いによりいくつもの方式があります。コストや性能をはじめ、前述のとおりスケジュールの優位性を重視しながら、事業推進にふさわしい方式を検討していきます。

また、いずれの方式を採用するにあたっても、「性能確保、確認のための工夫」が求められており、設計・施工・監理をトータル的にマネジメントする体制（発注者技術支援等）を検討する必要があります。

【設計施工発注方式と特徴】

方 式	概 要	基本設計	実施設計	施 工			
従来方式	基本設計、実施設計後に施工者を入札等で決定する	設計者選定	設計者	設計者選定	設計者	施工者選定	施工者
E C I 方式	実施設計段階で施工者を決定し、施工者の協力を得ながら実施設計を行う	設計者選定	設計者	施工者選定	設計者	施工者協力	施工者
設計監修方式	実施設計段階で施工を一括で発注し、設計監修を得ながら、実施設計を行う（設計協力費が発生）	設計者選定	設計者	設計・施工者選定	設計・施工者	+ 設計者監修	
D B方式 (デザインビルド方式)	設計・施工を一括で発注する（設計者選定時に施工者を決定）	設計・施工者選定	設計・施工者				(※基本設計から施工までを一括発注した場合の例)

※E C I (Early Contractor Involvement : アーリー・コントラクター・インボルブメント)

設計段階から施工者が参画して技術協力をを行う。建設コストの縮減や工期短縮が期待される

第4章 事業スケジュール

基本設計を従来方式で発注し、実施設計・施工を一括発注（D B方式）すると仮定した場合、市民会館の再開は2030（令和12）年度の第4四半期ごろと想定されます。

第3章で述べたとおり、これを可能な限り前倒しできる方法を調査・検討しながら、事業を進めます。

	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度	2027(R9) 年度	2028(R10) 年度	2029(R11) 年度	2030(R12) 年度
長寿命化調査						
基本設計						
実施設計・施工			事業者選定			
市民会館		休館	備品整理	備品選定・購入	開館準備	再開

豊岡市民会館リニューアル基本計画

2026（令和8）年 1月

発行 豊岡市 観光文化部 新文化会館整備推進室

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

電話 0796-21-9130 FAX 0796-22-3872

E-mail shinbunka@city.toyooka.lg.jp